

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月12日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C O O 富永 満之
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	050(1744)3104
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 C F O 林 晃司
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	050(1744)3104
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 C F O 林 晃司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年7月12日（金）開催の当社取締役会において、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における当社普通株式の売出し（以下「海外売出し」といいます。）の実施を承認する旨を決議し、海外売出しが開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、海外売出しに係る上記決議と同時に、当社普通株式の日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」といいます。）及びオーバーアロットメントによる売出しの実施を承認する旨を決議しております。

2【報告内容】

- | | |
|--|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 売出数 | 42,502,000株
なお、海外売出し及び引受人の買取引受けによる国内売出しの売出株式総数は73,916,500株であり、海外売出しの売出数42,502,000株及び引受人の買取引受けによる国内売出しの売出数31,414,500株を目処に売出しが行われますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、2024年7月23日（火）から2024年7月26日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」といいます。）に決定されます。 |
| (3) 売出価格 | 未定
（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（0.5円単位として0.5円未満の額を切捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定されます。） |
| (4) 引受価額 | 未定
（需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定されます。なお、引受価額とは、下記(8)記載の売出人が下記(9)記載の引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額をいいます。） |
| (5) 売出価額の総額 | 未定 |
| (6) 株式の内容 | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式
単元株式数 100株 |
| (7) 売出方法 | 下記(9)記載の引受人に海外売出しに係る全株式を総額個別買取引受けさせます。 |
| (8) 売出人の名称 | 株式会社三菱UFJ銀行
株式会社三井住友銀行 |
| (9) 引受人の名称 | Morgan Stanley & Co. International plc（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
Goldman Sachs International（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
SMBC Nikko Capital Markets Limited（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー） |
| (10) 売出しを行う地域 | 海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。） |
| (11) 受渡年月日 | 2024年7月30日（火）から2024年8月2日（金）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とします。 |
| (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 | 該当事項はありません。 |
| (13) その他の事項 | 当社の発行済株式総数及び資本金の額（2024年7月1日現在）
発行済株式総数 759,482,236株
資本金の額 23,972百万円
（注） 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2024年7月1日現在の数字を記載しております。 |

安定操作に関する事項

- 1．今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。